総合規制改革会議「重点6分野に関する 中間とりまとめ」について

平成13年7月24日 総合規制改革会議

1 基本理念

1.「システム全体の変革」の重要性について

規制改革は、供給主体間の競争やイノベーションを通じて、生活者・消費者に安価で質の高い多様な財・サービスを供給することを可能とするもの。また、ビジネスチャンスを拡大し、社会全体としての生産要素の最適配分を実現することによって経済を活性化するもの。

規制改革をより効率的に進め改革の実を上げていくためには、それぞれの分野のあるべき姿を念頭に置き、「システム全体の変革」についての取組を意識的に強化していくことが効果的。特に改革の遅れの目立つ「生活者向けサービス分野」において有効な手法。

規制を撤廃し競争を促進する際には、情報開示の義務付け、監視体制、事後的な紛争処理体制の整備、セーフティネットの充実等の新たなルール作りや既存のルールの明確化等も重要。

2. 生活者向けサービス分野の改革の重要性

「生活者向けサービス分野」(いわゆる「社会的分野」)は、需要と雇用の拡大余地の高い分野であり、起業家精神の旺盛な個人による創業、迅速な事業展開が期待。

当会議では、医療、福祉・保育、人材(労働)、 教育、環境の各分野について重点的に検討を行い、新規産業・雇用の創出と、国民生活の質的 向上に向けた抜本的なシステム改革を推進。 都市再生は、緊急経済対策に盛り込まれた喫緊の課題でもあり、規制改革を積極的に推進。

2 重点検討分野における検討の方 向性

[問題意識・検討の方向性]

経済社会の大きな変化の下、現在の医療サービスの提供には非効率や不合理が生じている面も ある。

また、将来的には高齢化に伴う医療費の急激な 増大により、我が国の現在の医療保険制度自体 の存続さえ危ぶまれる状況。

「真に国民の求める医療制度」のために、医療 サービスの効率化、安心感があり透明・公平な 制度の構築、経済との両立、経済活性化の原動 力という視点で以下の事項を検討。

〔具体的施策〕

- (1) 医療に関する徹底的な情報公開と汀化の推進
 - 1. 原則電子的手法によるレセプトの提出
 - カルテの電子化・EBM・医療の標準化などの推進

- 3. 複数の医療機関による患者情報(カルテなど)の共有、有効活用の促進
- 4. 日本医療機能評価機構を含む第三者機関による医療評価の充実
- 5. 医療機関の広告及び情報提供に係る規制の抜本的見直し
- (2)診療報酬体系の見直し
 - 1. 定額払い制度の拡大
 - 2. 公民ミックスによる医療サービスの提供など 公的医療保険の対象範囲の見直し
 - 3.診療報酬、薬価、医療材料価格の決定方法などの見直し(「205円ルール」の見直しなど)
 - 4. 医療機関の経営情報の開示
- (3)保険者機能の強化
 - 1.レセプトの審査.支払事務を社会保険診療報 酬支払基金や国保連合を通さず保険者が直接行 えるようにする。
 - 2.保険者が当該事務を当該機関以外の民間へ委託をすることを可能とする。
- (4) 医療分野における競争の導入と効率化
 - 1. 医療機関の経営形態の多様化、理事長要件の見直し
 - 2. 医療資機材の内外価格差の是正
- (5) その他
 - 1. 医療分野の労働者派遣(派遣の自由化)
 - 2. 医療従事者の質の確保(生涯教育の充実、研究の推進等)
 - 3. 医師の教育改革(いわゆる医局制度の見直し)
 - 4. 医薬品販売における範囲の見直し(一般小売店における医薬品販売の部分的解禁)

福祉・保育等

[問題意識.検討の方向性]

- ・介護.保育サービスの量的拡大.質的向上が急務であるとの問題意識の下、社会福祉法人の改革、及び民間企業を含む多様な経営主体の市場参入の促進を図ることにより、消費者の多様な選択肢を拡大することが必要である。
- ・改革の方向性としては、法的規制の撤廃や、施設整備費等の面での格差是正を図ることにより、公的部門や社会福祉法人の経営する施設と、 民間企業が経営する施設についての対等な競争

条件を確保することが必要である。

[具体的施策]

- (1)施設介護における多様な経営主体の対等な競争
 - 1. ケアハウス等への株式会社等の参入促進
 - 2. グループホームに関する規制改革
 - 3. 公設民営の促進
 - 4.情報公開、第三者評価の推進等
 - 5. 施設整備費補助等の格差是正
- (2)保育サービスの拡充と質的向上
 - 1. 認可保育所基準の見直し及びその周知徹底
 - 2. 公立保育所の民間への運営委託促進
 - 3. 認可外保育所に関する基準の設定
 - 4.情報公開、第三者評価の推進
 - 5. 保育所と幼稚園の融合
- (3) 社会福祉法人に関する規制の見直し
 - 1. 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見 直し
 - 2.情報公開の促進
 - 3. 社会福祉法人の多様化
 - 4. 社会福祉協議会の役割の見直し

人材(労働)

〔問題意識・検討の方向性〕

- 1. 大企業を中心とした「一社雇用保障」の崩壊
- 2. 低生産性部門から高生産性部門への円滑な労働移動の必要性
- 3. 女性の社会進出等に伴う働き方に関する価値 観の多様化
- 4.21世紀にふさわしい労働市場システムの整備[具体的施策]
- (1) 円滑な労働移動を可能とする規制改革
 - 1.能力開発プログラムの充実
 - 2. 職業紹介規制の抜本的緩和
 - 3.募集・採用における制限の緩和・差別撤廃
- (2) 就労形態の多様化を可能とする規制改革
 - 1. 派遣労働者の拡大
 - 2. 有期労働契約の拡大
 - 3. 裁量労働制の拡大
- (3)新しい労働者像に応じた制度改革
 - 1. 労働基準法の改正等 (解雇法制の検討着手を 含む)
 - 2. 社会保険制度の改革等

教育

〔問題意識・検討の方向性〕

大学教育においては、競争的な環境の整備を通じて教育研究活動の活性化を図る。初等中等教育においては、児塞.生徒の能力・適性に応じた教育機会を提供するため、学校の透明性を高め、多様化を進める。

[具体的施策]

- (1)大学における教育研究活動を活性化し、競争環 境を整備するための規制改革
 - 1. 研究者の雇用、博士課程学生の給与型支援等における競争的資金の拡充
 - 2. 民間からの教育研究資金の流入活発化
 - 3. 大学教育における公的支援の見直し(機関補助と個人補助の在り方について)
 - 4. 大学生の学習に対する動機付け
- (2)大学の組織を活性化する規制改革
 - 1. 学部・学科の設置・改廃の弾力化、大学設置 基準、工場等制限制度の見直し
 - 2.大学運営における外部専門家の登用等、ガバナンスの改革
 - 3. 大学運営の情報公開、第三者評価導入、事務部門のアウト・ソーシング等
- (3) 社会人のキャリアアップを強力に支援し、労働 移動の円滑化に資する規制改革
 - 1. 社会人向け大学教育、大学院教育の促進
 - 2. 実務家の大学教員への積極的登用
 - 3. 学校教育の場での企業勤務等の経験を有する 社会人の活用
- (4)初等中等教育システムを多様化し、適切に評価することで競争環境を作り出すための規制改革
 - 「コミュニティ・スクール」設置に向けた積極 的検討(モデル校作り)
 - 2. 私立学校の設置基準の明確化、私学審議会の見直し
 - 3. 通学区域の弾力化の促進
- (5)子供たちの学ぶ意欲を高めるための規制改革
 - 1. 教員の資質向上
 - 2. 理数系教育、 T教育、社会性を身につけ勤労 観や職業観を育む教育等の充実
- (6)国際的に開かれた教育を実現するための規制改 革

1. 留学生の倍増(ODA等による支援の充実、宿 舎等受け入れ体制の整備等)

環境

[問題意識・検討の方向性]循環型社会の構築地球温暖化問題への対応自然との共生

等を推進し、もって健全で恵み豊かな環境を将来 世代へ継承。

[具体的施策]

- (1) 廃棄物・リサイクル問題
 - 1. 廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、 施設許可の見直し等
 - 2. 拡大生産者責任、デポジット制の導入等
 - 3. 不法投棄跡地等の修復対策の強化
- (2)土壤汚染問題

調査手続、浄化責任、費用負担の明確化、情報 開示の実施のための立法措置等

- (3)地球温囁化問題
 - 1. 温室効果ガスの発生削減
 - 2. 天然ガスの普及促進
- (4)企業等による環境保全に係る自主的取組の推進 環境会計等についてのルールの確立、第三者機 関による監査制度の在り方等についての検討
- (5)都市のヒートアイランド現象の解消 都市の人工廃熱量の低減、地表面被覆の改善、 海からの風の道を作る等のための立法措置等
- (6)自然との共生

「自然との共生を目指す国家戦略」の策定、これを実現するための立法措置等

都市再生

[問題意識・検討の方向性]

旧弊的な不動産市場が存続している観点から、 公正で透明な不動産市場を再構築。

日本の都市の魅力、国際競争力の低下している ことから、都市の効用を高めるための各種制度 の見直し。

分譲マンション等の建替需要急増への対応の必要性から、建替えに関する制度の整備。

[具体的施策]

- (1) 不動産市場の透明性の確保
 - 1.不動産関連情報(地価公示の基礎的情報、固 定資産税評価額)の開示
 - 2. 不動産鑑定手法の見直し(より収益性を重視 した鑑定方法の定着促進)
 - 3. 透明かつ公平な媒介契約の在り方の検討
 - 4. 借家制度の更なる改善(定期借家権への切替等)
 - 5. 現行短期賃貸借制度の廃止
- (2)都市に係る各種制度の見直し
 - 1.集団規定の性能規定化の検討
 - 2. 容積率に係る制度の合理化
 - 3. 多様な主体がまちづくりに参画できる仕組み

の導入

- 4. 合意形成ルールの明確化等による市街地再開 発事業等の迅速化
- 5. 市街地再開発事業の施行区域要件の見直し
- 6. 道路占用・使用許可の運用改善の検討
- (3)マンション建替えの円滑化
 - 1.区分所有法の建替え要件の見直し
 - 2. 再建建物への権利の円滑な移行のための制度の導入等による建替えの円滑化
 - 3. 既存不適格マンションの建替えの円滑化
- (4)中古住宅市場の整備
 - 1. 中古住宅の検査制度、性能表示制度の整備
 - 2・マンションの維持管理等に係る履歴情報の第 三者機関への登録

重点6分野に関する中間とりまとめ

- 1 総論:規制改革に取り組むに当 たっての基本理念
- 1.「システム全体の変革」の重要性について

「規制改革」は、供給主体間の競争やイノベーションを通じて、生活者.消費者が安価で質の高い多様な財.サービスを享受することを可能とするものである。すなわち、自由な環境の下でビジネスチャンスを拡大し、社会全体としての生産要素の最適配分を実現することによって、経済を活性化するものである。このように、「生活者・消費者本位の経済社会システム構築」と「経済の活性化」を同時に実現する「規制改革」を、政府は、最優先課題として積極的に推進することが必要である。

規制改革を推進するため、政府としては、従来 より例えば個々の事業者又は事業者団体からの要 望に積極的に対応すること等により、「個別の規制 改革」を重点的に進め、大きな成果を上げてきた。また、規制改革を分野別に進めるという手法も採ってきた。しかしながら、規制改革をより効率的に進め改革の実を上げていくためには、これらの手法に加えて、それぞれの分野の「あるべき姿」を念頭に置き、政策目標・理念を明確にした上で、競争促進のためのルール作りや予算措置等関連制度の見直しも含めた「体系的・包括的な規制改革」、すなわち、「システム全体の変革」についての取組を、意識的に強化していくことが効果的である。

政府が比較的早い時期から重点的に取り組んできた結果として、これまでに大きな進展がみられたのは、産業活動に直接関係の深い分野(いわゆる「経済的分野」)であった。しかしながら、この分野においても、なお一層の規制改革が必要な領域があり、各方面からの様々な要望にも対応しつつ、引き続き改革を推進していくことが重要である

他方、「生活者向けサービス分野」(いわゆる「社

全的分野」)については、取組の開始が遅かったこともあるが、主として下記2.の理由により、現在も改革の遅れが目立っている。この分野の規制改革を強力に推進していくためには、上記のような「システム全体の変革」という手法の有効性が、より一層高まるものと考えられる。

今後、民間事業者の自由な経済活動を阻害する 規制を撤廃し、事業者間競争を促進する際には、 市場機能が十分発揮されるよう、情報開示の義務 付け、ルールの遵守やサービスの質の確保等の監 視体制(違反者に対する罰則適用を含む。)及び事 後的な紛争処理体制の整備、さらにはセーフティ ネットの充実等の新たなルール作りや既存のルー ルの明確化等にも積極的に取り組むことが重要で ある。

また、「民間でできることは、できるだけ民間に 委ねる」との基本原則の下、公的主体の行ってい る業務について、可能な限り民間事業者が主体的 に担い得るよう、参入を妨げる規制の撤廃を行う とともに、異なった経営主体が事業を行う際に存 在する公的助成(予算措置等)などの競争条件の 格差解消についても、これを規制改革の一環と位 置付け、その積極的な推進を図ることとする。

なお、国や地方公共団体のみならず特殊法人、 公益法人、特別な法律に基づき設立された法人に ついても、一般の民間事業者と比較して、競争上 有利な立場にあり、この点は、規制改革を推進す るに当たっての重要な視点と考えられる。

2.「生活者向けサービス分野」(いわゆる 「社会的分野」)の改革の重要性について

5月11日付けで公表された経済財政諮問会議の「サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会緊急報告」においても指摘されているとおり、「個々の生活者に向けたサービス分野」については、これまで公的主体が、サービスの主たる担い手として市場を直接管理し、市場原理には馴染まないものとされてきた。これは、多くの「生活者向けサービス」が、「非収益的な慈善サービス」と性格付けられてきたためであるが、この結果、本分野には「規制」や「官業構造」が温存され、こうした供給側の問題から

サービスの質的向上・量的拡大が妨げられるなど、 改革の遅れが目立つに至っている。

今後の少子・高齢化社会においては、我が国の 経済成長に貴献する新しい産業やイノベーション を開花させていくことが必要であるが、このよう な「生活者向けサービス分野」(いわゆる「社会的 分野」)は、需要と雇用の拡大余地の高い分野であ り、起業家精神の旺盛な個人による創業、迅速な 事業展開が期待される。

このような「生活者向けサービス分野」の改革 の重要性を踏まえ、当会議では、医療、福祉・保 育、人材(労働)、教育、環境の各分野について重 点的に検討を行い、新規産業・雇用の創出と、国 民生活の質的向上に向けた抜本的なシステム改革 を進めることとする。

その際には、特に生活者向けサービスは、一般に、その提供者と、需要者たる生活者との問で、有する情報に質・量共に格差があることを踏まえ、情報開示の義務付け、監視体制及び事後的な紛争処理体制の整備等についても併せて検討を行い、競争の促進とサービスの質の確保に努めるべきである。

また、都市は、生活の拠点であるとともに、その再生は、「緊急経済対策」(4月6日経済対策閣僚会議決定)に盛り込まれた喫緊の課題でもあり、当会議においても、重点的に検討されるべき分野として、規制改革を積極的に推進することが必要である。

2 各論:重点検討分野における規 制改革の進め方

(中略)

2. 福祉・保育等分野

[問題意識]

介護・保育等の問題の共通項は、今後、高齢化 の進展や、働く女性の増加という社会環境の変化 のなかで、急速に増大する利用者のニーズに対し、 特に都市部において、サービスの供給が不足し、 多くの待機者が存在していることである。公的部 門や社会福祉法人が主体となっている現行の供給 体制では、施設整備費や運営費の相当部分が公的 資金によって賄われるため、大幅な予算の増加を 前提としなければ、供給量を増やすことはできな い。特に公立保育所については、地域間の需要の 変化に見合わない供給側の対応の遅れが大きな問 題となっている。

このため、社会福祉法人の改革と、民間企業を 含む多様な経営主体の市場参入、公的補助等の面 での対等な競争条件を確保することで、サービス 量を増大するとともに、消費者の多様な選択肢を 拡大することを目標に、事業者間の競争促進と情 報公開の徹底、事後的規制の整備等を図っていく ことが必要である。また、こうした市場の拡大は、 言うまでもなく、それに伴う新規雇用の拡大をも たらすこととなる。社会福祉法人は、憲法第89条 において、慈善・博愛事業について公の支配に属 するもの以外への公金の支出が禁止されていると の解釈から、公的助成が可能となるよう社会福祉 法に基づき設置される特別な法人であり、個人か らの寄付と大幅な公的助成を前提として設立され る。社会福祉法人は、質の高い福祉サービスを継 続的、安定的に供給することに大きく貢献してき たし、今後もその果たす役割は重要である。しか し、公的福祉の体系は、既に社会福祉事業法の改 革によって、措置方式から契約方式へと転換され つつあり、これを慈善・博愛事業という恩恵的な ものとしてのみ捉える考え方から、実質的に変化 してきている。経営主体の差にかかわらず、事業 者間の対等な競争を前提とした公的介護保険が設 立された今日、施設整備費に関する公的助成の対 象を社会福祉法人のみに限定することの根拠は乏 しく、公設民営方式を含む多様な民間企業の活用 を図ることが必要である。

〔検討の方向性〕

介護に関して、行政が必要なサービスを国民に 「措置」として与えていた過去の制度は、事業者 と利用者との間の「契約」を基本とするものへと 改革されたが、異なる経営主体の間での対等な競 争が妨げられているという意味で、利用者の選択 肢は依然として制約されている。施設介護では、 公的部門や社会福祉法人が経営する特別養護老人 ホーム等の介護施設と、民間企業が経営する有料 老人ホームとの問には、介護報酬や施設整備費補助の面で大きな格差が存在しており、それが利用者負担の格差に反映されている。これは、こうした介護サービスが、仮に利用者の視点から見れば同一の内容とされるものであっても、経営主体の差のみによって異なる類型に区分されているからである。

こうした格差は、公的部門や社会福祉法人が経営する認可保育所と、民間企業等が経営する認可外保育所との関係においてもほぼ同様に存在する。保育の問題に関しては、何が子どもの幸せかを第一に考えなければならない。然るに、特に低年齢児を中心に、認可保育所を利用できない「待機児童」が多数存在している。また、休日保育などを必要とする児童を含め、認可外保育所を利用せざるを得ないという児童も多数存在する。こうした状況は、子どもの幸せという観点からみて十分な状況とは言い難い。

このため、保育行政に関しては、実質的に公的 助成とリンクしている認可保育所の運営基準と、 認可外保育所に対する指導監督基準とが、一種の ダブルスタンダードとして現に存在しており、両 者の利用者間の負担格差は著しいものとなってい る。 こうした格差を是正するため、認可外保育所 を認可保育所への転換を促す規制緩和が進められ ているが、都市部における土地の取得が困難であ ることなどから、その効果は微増にとどまってい る。現在、「営業の自由」の下で放置されている認 可外保育所における乳幼児など社会的弱者の安全 や人権を守るためには、少なくとも現行の指導監 督基準に基づく規制を徹底するとともに、多様な 民間企業の活用を困難としている規制を撤廃し、 公設民営の積極的な活用などを通じ、質の高い保 育所の量的拡大が必要とされる。また、長期的に は、現在の認可施設に補助する公的助成の仕組み を、利用者に直接補助する仕組みに変換していく ことを検討するとともに、事業者と利用者との契 約に基づく、在宅も含めた多様な保育サービスの 拡充を図る必要がある。

社会福祉法人は、法人解散の場合に、その財産 を他の社会福祉法人か国庫に寄付するしか方策が なく、設立者がその寄付分を回収することは禁止 されている。しかし、多大な資金を必要とする介 護施設を設立者の寄付だけに依存して設立・運営 することは、その供給を大幅に増やす上での大き な制約となっている。もっとも、社会福祉法人の 規制緩和も進められており、社会福祉施設の整備 については、都市部等の用地取得が困難な地域で は、それを賃貸することは可能となっている。ま た、限られた範囲内ではあるが、介護報酬に基づ いて運営される社会福祉法人については、それを 事業に伴う融資の返済に充てることも容認されて いる。こうした政策をさらに進めることにより、 社会福祉法人のより効率的な運営を図り、その サービスの供給を拡大していくことが必要であ る。このためにも、既存の社会福祉法人の運営に 対する厳格な規制を緩和する一方で、既存の社会 福祉法人を含めた多様な経営主体の間で、公的助 成の面について、対等な立場での競争を促してい くことが必要である。

[具体的施策]

(1)施設介護における多様な経営主体の対等な競争 1.ケアハウス等への株式会社等の参入促進【平成 13年度中に実施】

社会福祉法第62条第2項には、公的部門や社会 福祉法人以外の者が社会福祉事業を行おうとする 際の「都道府県知事の許可要件」があるが、これ を受けた厚生省通知(昭和47年)において、設置・ 経営主体として民間企業を挙げていないため、民 間企業の参入を妨げている。このため、本通知の 改正を行うべきである。

2. グループホームに関する規制改革【平成14年度中に実施】

グループホームについては、本年度より同一敷地内では3ユニット以内に抑制されること、認可の際には市町村の意見書が必要とされることなど、新たな規制が加わっている。密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に求められるグループホームにおけるケアの質を確保するためにも、新規供給増を抑制しないよう配慮しつつ、市町村による事前関与とともに、情報公開の推進や、質の確保を目的とした事後的規制を強化する必要がある。

3.公設民営の促進【平成13年度中に実施】 地方自治法(第238条の4第1項)では、行政財

魔の貸付け、交換、売却、譲与等は禁止されているが、これについての特例措置を講ずるなど、公設民営を促進するべきである。また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第12条第2項では、「公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる」とされており、PFI法が地方自治法に優先すると考えられ、これを活用していくべきである。

4.情報公開、第三者評価の推進等【平成14年度中 に実施】

公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった 経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業 者を選択する際に活用できるチェックリストの作 成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切 に果たさせるとともに、第三者評価を推進するべ きである。また、消費者利益の観点から、その運 営に関する監視体制の強化を図るべきである。

5. 施設整備費補助等の格差是正【平成14年度中に 検討、結論】

同一の介護サービスを供給する施設と在宅等との間の負担均衡を図るため、現在の特別養護老人ホーム等への介護報酬に含まれている食事・居住費等のいわゆるホテルコストについては、既に閣議決定された規制改革推進三か年計画に沿って、特別養護老人ホームの個室化など、質の向上に対応しつつ見直し、受益者負担により、社会福祉法人とそれ以外の経営主体との間の施設整備費の格差を是正することが必要である。

これに加えて、長期的には、社会福祉法人への施設設備費補助を削減する一方で、介護報酬の内に施設設備費用分も含める(医療分野における診療報酬と同様な)方式への変更などについて、検討することが必要である。

なお、この点は、既に現行法でも、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人については、その施設整備の際に必要な資金(全体の4分の1)の一部を融資により調達し、それを介護報酬から返済することが可能とされている。

(2)保育サービスの拡充と質的向上

1. 認可保育所基準の見直し及びその周知徹底【平成13年度より早期かつ逐次実施】

待機児童の多い地域における定員基準の弾力化等を促進する。また、一定の設備に関わる設置基準等については、その見直しを進めるとともに、分園の積極的促進を図ることにより、子どもの幸せを第一に考えてサービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図るべきである。

また、新規参入を促進するためにも、国の設置 基準等に、地方公共団体が合理的でない基準を上 乗せすることのないよう、さらに、保育需要があ るにもかかわらず既存保育所への配慮などから認 可保育所への供給を抑制しないよう、既に実施さ れた規制緩和措置については、地方公共団体に対 し、早期かつ逐次、周知徹底を図るべきである。

2.公立保育所の民間への運営委託促進【平成13年度中に実施】

公立保育所が、民間への事業委託方式を採用した場合、当該民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金の使用に関し、保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図るとともに、積立金の扱いを見直すなど会計処理の柔軟化を進めるべきである。

また、介護施設と同様、PFI方式を活用することや、地方自治法の特例措置を講ずることなどにより、公設民営を促進するべきである。

3. 認可外保育所に関する基準の設定【直ちに検討を開始し、遅くとも平成14年度中に結論】

施設や経営面で一定の基準を満たす認可外保育 所については、法律上、明確な位置付けを与え、 これらに対する指導監督制度(例えば、横浜保育 室等)を導入するとともに、これらの認可外保育 所に対する施設整備費補助について直ちに検討す るとともに、長期的には認可保育所も含めた利用 者への直接補助について検討するべきである。

他方、経営主体にかかわらず、地方公共団体の 立入検査権を明確にし、運営に関する監視体制の 強化を図るべきである。また、指導監督基準以下 の認可外保育所に対しては営業を認めない、いわ ば「ライセンス方式」の導入を検討するべきであ る。

4.情報公開、第三者評価の推進【平成14年度中に 実施】

現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開義務を適切に果たさせるべ

きである。また、第三者評価を促進する仕組みを 整備するべきである。

5.保育所と幼稚園の融合【平成13年度以降逐次実施】

多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設とが施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進し、運営や施設利用の面で一層連携を深める必要がある。また、保育士資格を名称独占化するとともに、幼稚園教員免許との同時取得を一層しやすくするべきである。さらに、多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園における預かり保育の拡充を図るとともに、小学校等の空き教室を活用するべきである。

また、地域の様々な人材を活用し、放課後児童 対策(放課後児童健全育成事業など)の充実を図 るべきである。

(3) 社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉法人の会計や運営に関しては、かつては行政機関に準じた方式が強制されていたが、平成11年度に「措置から契約へ」の制度改革に伴い一部弾力化が図られた。しかし、更なる改革の余地はあるため、特に、行政への報告のみならず、利用者への情報公開の視点をより重視する方向での改革が必要である。

1. 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し【平成13年度から逐次実施】

介護・保育分野での社会福祉法人のサービス効率化を妨げないよう、担当行政部門間の円滑な調整を図るとともに、既になされた規制緩和措置について地方公共団体に対し、周知徹底を図るべきである。

消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図るべきである。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、

2.情報公開の促進【平成13年度から逐次実施】

- 事業報告書、監事の意見書等は、インターネット 上での公開を促進するべきである。
- 3. 社会福祉法人の多様化【平成13年度中に検討を開始し、14年度中に結論】

社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始するべきである。特に、寄付金のみに依存せず、介護保険事業による運営を基本として介護報酬によって存立する社会福祉法人の在り方を早急に構築するべきである。

4. 社会福祉協議会の役割仰見直し【平成14年度中に実施】

市区町村社会福祉協議会については、社会福祉 法に基づき、地域福祉の実施主体としての役割が 明らかにされたところであるが、在宅福祉サービ スの実施に当たっては、公的助成のみに依存する ことなく、他の事業主体の参入を妨げることのな いよう、適切な運営に努めるべきである。

(以下、略)